

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第214号)

平成14年8月1日

横情審答申第214号

平成14年8月1日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成12年6月30日衛精第148号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「診察結果書・措置入院に関する診断書（平成 年 月 日分及び平成 年 月 日分）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「診察結果書・措置入院に関する診断書（平成 年 月 日分及び平成 年 月 日分）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「診察結果書（以下「文書1」という。）・措置入院に関する診断書（以下「文書2」という。）（平成 年 月 日分及び平成 年 月 日分）」（以下文書1及び文書2を総称して「本件申立文書」という。）の本人開示請求に対して、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成12年4月13日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号及び第6号並びに第11条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号の該当性について

文書1のうち受信者、保護者（氏名、性別、住所、続柄、年齢、連絡先。以下同じ。）、指定医（氏名、勤務先。以下同じ。）、立会った親族等（氏名、続柄。以下同じ。）及び立会職員並びに文書2のうち精神保健指定医（氏名。以下同じ。）、診察に立ち合った者（氏名、性別、続柄又は職業、年齢。以下同じ。）及び職員氏名は、申立人以外の個人に関する情報であって、開示すると特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることから、本号に該当する。

(2) 旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第6号の該当性について

ア 文書1のうち受信者、保護者、指定医、立会った親族等及び立会職員並びに文書2のうち精神保健指定医及び職員氏名は、入院の必要性について適切な判断をすることができない状態の患者に対し、本人の同意を必要としないで実施する診察に関わった職員、関係者に係る情報であって、開示による当該職員等個人への不信感や心理的な反発によって、精神保健福祉業務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

併せて、精神保健指定医は、個別の事案ごとに市長から委嘱される、非常勤の特別職地方公務員として診察に従事しているが、氏名等の開示による私的生活及び業務等への影響によって、本市との信頼関係が損なわれた場合、精神保健福祉業務の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、保護者及び親族等は、診断に必要な情報の提供者であり、氏名等の開示による家族関係等への影響によって、本市との信頼関係が損なわれた場合、精神保健福祉業務の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、これらの情報は、本号に該当する。

イ 文書1のうち精神障害の有無及び診断名並びに文書2のうち病名（主たる精神障害）、生活歴及び現病歴、初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数、問題行動及び診察時の特記事項は、入院措置の要否を決定する精神保健業務のうち最も重要な情報の一つであって、開示による診察結果等への干渉によって、以後、精神保健指定医の客観的な診断又は保護者、親族等からの正確な情報の聴取の維持が困難となり、当該業務の執行に著しい支障が生じるおそれがあると認められるから、本号に該当する。

(3) 旧条例第11条第2項第2号の該当性について

文書1のうち精神障害の有無及び診断名並びに文書2のうち病名、生活歴及び現病歴、初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数、問題行動及び診察時の特記事項は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法第123号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づく医療や保護等の必要な者本人に対する指定医など専門職が行った評価、判定、診断、指導等に関する情報であって、開示すると本人に対する適正な援助活動が困難になるものであり、本人に開示しないことが正当と認められるものであることから、本号に該当する。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書についての一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 保護者名を非開示としているが、保護者の設定は、精神障害者等の人権擁護を旨とすることから、患者は、保護者名を知る権利がある。
- (2) 精神障害の有無及び診断名について、インフォームド・コンセントは、平成12年2月29日最高裁判決により義務化され、かつ、患者の人格権として認められた。また、

精神障害の有無については、独断で記載されるおそれがある。したがって、開示してほしい。

- (3) 緊急入院は、当直医の診断による病名であり、翌日の措置入院は、別の2人の医師の診断による病名で決定されるので、病名及び精神障害の有無を開示してほしい。
- (4) 公文書の公開請求の内容が、精神障害者か否かの確認依頼であるから、精神障害の有無及び病名を開示しなければならないことは、条例の趣旨からいって当然である。
- (5) 公文書である診断書に自分が考えているものと異なる病名が記載されていることを危惧しているため開示を求めている。自分が考えているものと異なる病名が記載されていれば、人権侵害という精神科医の犯罪である。これを一部公開しないことは、刑法犯罪である。
- (6) 精神保健福祉法第24条で「その旨をもよりの保健所長を経て」と規定されている以上、当該機関がチェックした公文書がなければならないはず。当該文書を残さず、正常であるかもしれない市民を警察官権の手により病院に入院せしめることは違法である。したがって、当該公文書があれば再度公示してほしい。
- (7) 実施機関の諮問が平成12年6月30日付けでなされているのは、廃条例になる前に旧条例による合法的な諮問にしようという魂胆が見え隠れする。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため、当審査会は、新条例附則第7項の規定により、旧条例の規定に基づき本件異議申立てを審議することとする。

(2) 精神科救急医療について

ア 精神保健福祉法第24条では、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と規定している。

また、精神保健福祉法第51条の12では、政令市においては、保健所長を経由して市長に通報することとされている。

イ しかし、夜間・休日は、保健所長を経由することができないため、神奈川県下では、神奈川県・横浜市・川崎市の三者で、夜間・休日の精神科救急医療体制を整え、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱（平成8年4月1日神奈川県制定）及び精神科救急医療事業夜間・休日体制実施要領（平成8年4月1日神奈川県制定）に基づき、夜間・休日の救急患者等の相談や治療を要する患者への医療施設の紹介等の精神科救急医療を実施している。

(3) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は、平成 年 月 日の夜間に、衛生局精神保健福祉課が精神保健福祉法第24条に基づく警察官からの通報を受けて、精神保健指定医が同法第27条第1項に基づく診察を行い、同法第29条の2に基づく緊急措置入院が必要と診断した結果、申立人が病院に入院した際、及び翌 日精神保健指定医2名による再診察を行い、その結果も前日と同様のため、正式な措置入院の決定手続が行われた際に、精神保健指定医によって作成された申立人本人に係る診察結果書及び措置入院に関する診断書であることが認められる。

イ 文書1には、受信日時、受信者、患者（氏名、性別、生年月日、年齢、住所、職業。以下同じ。）、保護者、診察月日、指定医、診察場所、精神障害の有無、診断名、問題行動、医学的総合判断、立会った親族等及び立会職員等が記録されていることが認められる。

ウ 文書2には、申請等の形式、申請等の添付資料、被診察者（氏名、性別、生年月日、年齢、住所、職業。以下同じ。）、病名（主たる精神障害）、生活歴及び現病歴、初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数、問題行動、診察時の特記事項、医学的総合判断、精神保健指定医、診察に立会った者等、診察場所、診察日時、職員氏名及び行政庁の措置等が記録されていることが認められる。

実施機関は、旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号及び第6号並びに旧条例第11条第2項第2号に該当するとして、本件申立文書の一部を非開示としているので、次にその妥当性について検討する。

(4) 旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号の該当性について

ア 旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する情報であって、本人以外の者に係るものについては、開示しないことができると規

定している。

イ 文書 1 に記録されている保護者，指定医及び立ち会った親族等並びに文書 2 に記録されている精神保健指定医及び診察に立合った者等の情報は，いずれも申立人以外の個人に関する情報であって，開示すると特定の個人が識別され，又は識別され得るものであるから，本号に該当する。

ウ 文書 1 のうち受信者及び立会職員並びに文書 2 のうち職員氏名には，横浜市の職員の氏名が記録されており，当該氏名は，慣行として公にされている情報であるから，条例上保護すべき個人に関する情報には該当しない。

(5) 旧条例第11条第 2 項第 1 号に規定する第 9 条第 1 項第 6 号の該当性について

ア 旧条例第 9 条第 1 項第 6 号では，「市・・・が行う・・・その他の事務事業に関する情報であって，公開することにより，・・・関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」は，開示しないことができると規定している。

イ 精神科救急医療を含む精神保健福祉業務においては，保護者及び親族等の関係者並びに医療機関，精神保健指定医及び警察等の関係機関等との相互の信頼関係は欠かせないものといえる。

文書 1 のうち精神障害の有無及び問題行動並びに文書 2 のうち生活歴及び現病歴，初回入院期間，前回入院期間，初回から前回までの入院回数及び問題行動には，保護者及び親族等の関係者からの聴取，警察官による通報等に基づいた情報を，精神保健指定医が記録している。

これらの情報は，通常，申立人に開示されることを想定せずに提供されたものであり，開示することによって，家族関係等への影響が生じたり，関係機関等の業務への支障が生じた場合，情報提供者と実施機関との信頼関係が損なわれ，診断に必要な情報の提供者である保護者及び親族等並びに関係機関等からの正確な情報の聴取が困難となるなど，精神保健福祉業務の円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるから，本号に該当する。

ウ また，前記(5)イの情報及び文書 2 のうち診察時の特記事項には，保護者及び親族等並びに関係機関等から聴取した事実だけでなく，精神保健指定医が医学的，専門的見地から措置入院が必要か否かを判断した内容が記録されている。これを開示

すると、以後、精神保健指定医の客観的な診断が困難となり、当該診察業務の円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるから、本号に該当する。

エ 文書1のうち受信者及び立会職員並びに文書2のうち職員氏名は、措置入院に関する手続に関わった市の担当課職員の氏名が記録されている。

当該氏名は、患者本人の同意を必要としないで実施する措置入院の診察に関わった職員に係る情報であって、これを開示すると、患者が当該職員個人への心理的な反発や不信感を抱いたりして、実施機関が行う精神保健福祉業務の円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるから、本号に該当する。

オ 実施機関は、文書1のうち指定医、保護者及び立ち会った親族等並びに文書2のうち精神保健指定医は、本号にも該当するとして非開示としているが、これらの情報は、前記(4)イで述べたように、旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号に該当し、開示しないことができるものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

(6) 旧条例第11条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第11条第2項第2号では「本人の評価、判定、診断、指導、選考等に関する情報であって、本人に開示しないことが正当と認められるもの」は、本人開示しないことができると規定している。

イ 本件申立文書は、医師が患者の求めに応じて行う診察に係わるカルテ等の診療情報と異なり、本人の同意を必要としない措置入院の要否を判断する際に、通常、精神保健指定医が、本人に開示することを前提とせずに、医学的、専門的見地から診断した結果等を記録したものであり、文書1のうち診断名及び文書2のうち病名は、申立人への評価、判定、診断等の情報であって、本人に対して開示しないことが正当と認められるものであるから、本号に該当する。

ウ 実施機関は、文書1のうち精神障害の有無並びに文書2のうち生活歴及び現病歴、初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数、問題行動及び診察時の特記事項は、本号にも該当するとして非開示としているが、これらの情報は、前記(5)イ及びウで述べたように、旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第6号に該当し、開示しないことができるものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

(7) 結論

以上のとおり，本件申立文書のうち，実施機関が非開示とした部分は，旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号及び第6号並びに旧条例第11条第2項第2号に該当する情報であり，開示しないことができるものであることから，実施機関が一部開示とした決定は，妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|---------------------------|---------------------------|
| 平成12年6月30日 | ・ 諮問 |
| 平成12年7月26日 (第225回審査会) | ・ 諮問の報告 |
| 平成12年11月30日 | ・ 実施機関から一部開示理由説明書を受理 |
| 平成13年4月20日 | ・ 異議申立人から意見書を受理 |
| 平成13年12月7日 (第259回審査会) | ・ 審議 |
| 平成13年12月21日 (第260回審査会) | ・ 審議 |
| 平成14年1月18日 | ・ 実施機関から一部開示理由説明書(追加分)を受理 |
| 平成14年4月26日 (第268回審査会) | ・ 審議 |
| 平成14年5月10日 (第269回審査会) | ・ 審議 |
| 平成14年5月24日 (第270回審査会) | ・ 審議 |
| 平成14年6月14日 (第271回審査会) | ・ 審議 |